

記載例

原因裁定申請書

令和〇年〇月〇日

公害等調整委員会 御中

〒***-***
〇〇県〇〇市〇〇番地
(電話**-**-***)
(FAX **-**-***)
申請人 甲野 太郎

申請人は、公害紛争処理法第42条の27第1項に基づき、下記のとおり、原因裁定の申請をします。

記

1 当事者

〇〇県〇〇市〇〇番地

申請人 甲野 太郎

〇〇県〇〇市〇〇番地

被申請人 乙山産業株式会社

上記代表者代表取締役 丙沢 四郎

【申請書作成に当たっての注意事項】

この記載例は、あくまで一例であり、申請書作成に当たっては、当事者（申請者）が自分の主張上必要と考える具体的な事情を記載して下さい。

- ① 住所、電話・FAX番号、氏名を記載してください。
- ② 申請人が会社（法人）の場合、商業登記簿上の会社の所在地、会社名のほか、代表者の氏名も記載してください。
- ③ 申請人が複数の場合も、省略せずに全員分を記載してください。（当事者目録を作成して添付しても構いません。）

※ 当委員会からの繰り返しの連絡に対して、応答がなかった場合、手続を終了させることもあり得ますので、御注意ください。

- ① 申請人（あなた）と被申請人（相手方）の住所、氏名を記載してください。
 - ② 申請人又は被申請人が会社（法人）の場合、商業登記簿上の会社の所在地、会社名のほか、代表者の氏名も記載してください。
 - ③ 当事者が複数の場合も、省略せずに全員分を記載してください。（当事者目録を作成して添付しても構いません。その場合は、「別紙当事者目録記載のとおり」と記載してください。）
- 当事者が法人の場合、商業登記の全部事項証明書（最寄りの法務局で取得することができます。）を添付してください。**

2 公害に係る事業活動の行われた場所及び被害の生じた場所

(1) 事業活動の行われた場所

○○県○○市○○番地に所在する被申請人○○工場

(2) 被害の生じた場所

○○県○○市○○番地に所在する申請人宅

- ① 公害の発生原因となる事業活動が行われた場所の所在地と名称を記載してください。
- ② 被害が発生した場所の所在地と名称を記載してください。
※必要に応じ、①②に関して不動産（土地・建物）の全部事項証明書（最寄りの法務局で取得することができます。）の提出を求める場合があります。

3 裁定を求める事項

申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が○○工場から化学物質（物質名：××）を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求める。

- ① 現に発生した（発生している）被害を具体的に記載するとともに、その原因として主張する被申請人の行為をできるだけ特定して記載してください。
汚染物質等の特定が困難な場合は、単に「化学物質」などと記載するだけでも構いません。
- ② 裁定を求める事項と「4 理由 (2) 加害行為 (3) 被害の発生 (4) 被害と加害行為との間の因果関係 (5)まとめ」の記載内容に齟齬をきたさないようにしてください。

4 理由

(1) 当事者

ア 申請人

申請人は、平成○年○月から現住所地に居住している。

イ 被申請人

被申請人は、○○を営む株式会社で、平成○年○月○日、申請人宅の西側に○○を製造する工場を建設し、以来現在に至るまで操業している（甲1）。

- ① 申請人の住所地での居住歴、生活状況を簡潔に記載してください。
 - ② 被申請人の居住歴、事業歴、事業活動の内容等を簡潔に記載してください。
- 申請人宅と公害発生源の位置関係がわかる地図等を証拠として提出してください。**

(2) 加害行為

ア 被申請人は、本件工場操業開始以来、主力製品である〇〇を製造するために、化学物質である××を使用している。

イ 本件工場では、工場内の換気のために工場建屋東側に換気口を設置し、換気扇によって強制排気している（甲2）。

これによって、気化した××を含む空気が外部に排出されることになるが、本件工場にはこれを無害化する設備がない。

ウ なお、本件工場の操業時間は、おおむね平日の午前8時30分から午後5時までであり、上記換気扇は、操業時間中常時作動している。

(3) 被害の発生

申請人は、平成〇年ころから頭痛に悩まされるようになり、その後、めまいや吐き気等の症状も現れた。これらの症状は現在も悪化傾向にあり、申請人は週に一度通院しており、〇〇〇と診断されている（甲3）。

(4) 被害と加害行為との間の因果関係

ア 本件工場から申請人宅までは10メートル程度しか離れておらず、その間に障害物はない。そして、上記のとおり、問題の排気口は申請人宅側に設置されている。

① 被害の原因行為として考えられる被申請人の行為を具体的に記載してください。

原因物質の特定や濃度に関して、調査を実施したことがある場合には、その結果（報告書等）を証拠として提出してください。

問題となる設備等について、写真や仕様書がある場合は、証拠として提出してください。

① 被害の内容（発生時期、症状等）をできるだけ具体的に記載してください。

② 医療機関を受診した場合は、入通院歴、診断名を記載してください。

医師の診断書がある場合は、証拠として提出してください。

イ 本件工場の排気に含まれる××は、一般的に頭痛や吐き気といった症状を引き起こすことが知られている（甲4）。

ウ 申請人に症状が現れた時期は、本件工場が操業を始めた時期と一致しており、休業日には症状がほとんど現れない。

① 被申請人の行為が被害の原因であるとする根拠を具体的に記載してください。

原因物質の一般的な性質や作用について、文献等の資料があれば、証拠として提出してください。

(5) まとめ

以上のとおり、被申請人による××の排出行為と申請人の健康被害との間に因果関係があることは明らかであるから、裁定を求める事項に記載したとおりの裁定を求める。

【添付資料】

1. 全部事項証明書（被申請人）
2. 証拠説明書 ※別紙様式参照

① 商業登記の全部事項証明書（最寄りの法務局で取得することができます。）を添付してください。

【証拠】

- 甲 1 住宅地図
- 甲 2 写真撮影報告書
- 甲 3 診断書
- 甲 4 文献（化学物質辞典）

① あなたの主張を裏付ける証拠の名称を書き、証拠のコピーに「甲 1」「甲 2」・・・と番号を付けて（申請人提出証拠は「甲号証」、被申請人提出証拠は「乙号証」と呼びます。）、申請書と一緒に提出してください。
なお、証拠は申請時に添付したもので足りるとは限らないので、申請受付後も必要に応じて準備していただくことになります。

裁判を申請する方が貧困により手数料を納付する資力がない場合、手数料の軽減・免除・納付の猶予を申請できます。
該当すると思われる方（申請人が生活保護世帯に属する者である場合、申請人及び生計を一にする者がいずれも所得税非課税である場合など）は、お問い合わせください。

※請求額に応じた手数料分の収入印紙を同封してください。

手数料：被害を主張する者一人につき、3,300円

※提出部数

申請書・証拠書類（申請書とともに提出していただく必要があります）とともに、被申請人に送付するものも含め、（1 + 被申請人の数）部が必要です。例えば、被申請人が2名の場合は計3部必要となります。